※税額の確認方法
（市・県民税 納税通知書）

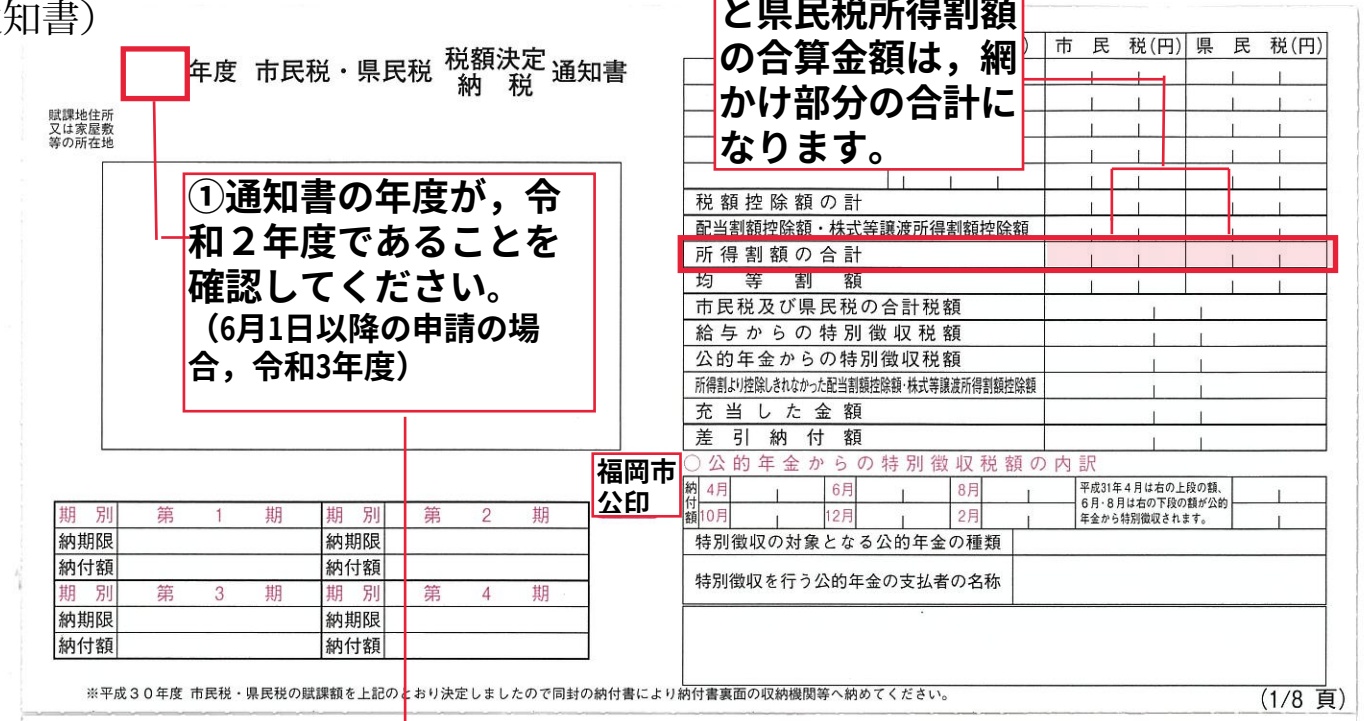

年度　市民税・県民税　税額決定 / 納税　通知書

賦課地住所又は家屋敷等の所在地

①通知書の年度が，令和２年度であることを確認してください。（6月1日以降の申請の場合，令和3年度）

③市民税所得割額と県民税所得割額の合算金額は，網かけ部分の合計になります。

	市民税(円)	県民税(円)
税額控除額の計		
配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額		
所得割額の合計		
均等割額		
市民税及び県民税の合計税額		
給与からの特別徴収税額		
公的年金からの特別徴収税額		
所得割より控除しきれなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額		
充当した金額		
差引納付額		

福岡市公印

期別	第1期	期別	第2期
納期限		納期限	
納付額		納付額	
期別	第3期	期別	第4期
納期限		納期限	
納付額		納付額	

○公的年金からの特別徴収税額の内訳

納付額	4月	6月	8月	平成31年4月は右の上段の額、6月・8月は右の下段の額が公的年金から特別徴収されます。
	10月	12月	2月	

特別徴収の対象となる公的年金の種類	
特別徴収を行う公的年金の支払者の名称	

※平成３０年度 市民税・県民税の賦課額を上記のとおり決定しましたので同封の納付書により納付書裏面の収納機関等へ納めてください。

(1/8 頁)

年度　市民税・県民税　課税明細書

収入	給与収入（円）	
	公的年金等の収入（円）	
所得金額等（円）		

所得控除額（円）	
雑損・医療費控除	
社会保険料控除等	
生命保険料控除	
地震保険料控除	
障害者・勤労学生控除	
寡婦・寡夫控除	
配偶者控除	
配偶者特別控除	
扶養控除	
基礎控除	
所得控除合計	

納付番号

本人該当欄				配偶者		扶養親族					扶養の障害者			
障害者		勤労学生	寡婦(夫)	一般	老人	特定	同居老親	老人	その他	16歳未満	同居特障	特別障害	その他	
特	他													

課税標準額（円）	

市民税の税額等（円）	
算出所得割額	
調整控除額	
配当控除額	
住宅借入金等特別税額控除額	
寄附金税額控除額	
外国税額控除額等	
配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額	
所得割額	
均等割額	
市民税合計額	

県民税の税額等（円）	
算出所	
調整控	
配当控	
住宅借入金等特	
寄附金税	
外国税額	
配当割額控等譲渡所得	
所得	
均等	
県民税	

②16歳未満のお子さまの人数は，この欄をご確認ください。
※証明書の扶養人数と実際の扶養人数が一致しない場合は，実際の扶養人数（下記のとおり）で確認してください。
令和2年度税額の場合
→H16.1.2～R2.1.1までに生まれたお子さまの人数
令和3年度税額の場合
→H17.1.2～R3.1.1までに生まれたお子さまの人数